

議第 3 5 号

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例（平成 4 年王滝村
条例第 1 1 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 0 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 7 年 6 月 日 議 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

(別紙)

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例（案）

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように
改正する。

(利用料金の額)

第 6 条 利用料金の額は、別表のとおりとする。

別表（第 6 条関係）加工施設利用料金に次のように加える。

3 施設機械使用料（税込み）

種類	半日	1 日	備考
全機種	500 円	1,000 円	

附則 この条例は、公布の日から施行する。

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対象表

（改正後）

別表（第6条関係）
加工施設利用料金

1 製材賃挽き料（税別）

種類	単位	単価	備考
末口18cm以下	m ³	25,000円	
末口20～22cm	m ³	22,000円	
末口24～29cm	m ³	20,000円	
末口30cm以上	m ³	18,000円	
時間挽き	1時間	12,000円	特殊なもの

（1）板等手間のかかるものは、単価の2割増しとする。

2 乾燥機

種類	単位	単価	備考
製品乾燥料	m ³	35,000円	

3 施設機械使用料（税込み）

種類	半日	1日	備考
全機種	500円	1,000円	

（改正前）

別表（第6条関係）
加工施設利用料金

1 製材賃挽き料（税別）

種類	単位	単価	備考
末口18cm以下	m ³	25,000円	
末口20～22cm	m ³	22,000円	
末口24～29cm	m ³	20,000円	
末口30cm以上	m ³	18,000円	
時間挽き	1時間	12,000円	特殊なもの

（1）板等手間のかかるものは、単価の2割増しとする。

2 乾燥機

種類	単位	単価	備考
製品乾燥料	m ³	35,000円	